

【高齢受給者に係る特例措置の見直しについて】

高齢受給者に係る医療費の一部負担金等特例措置の見直しについて

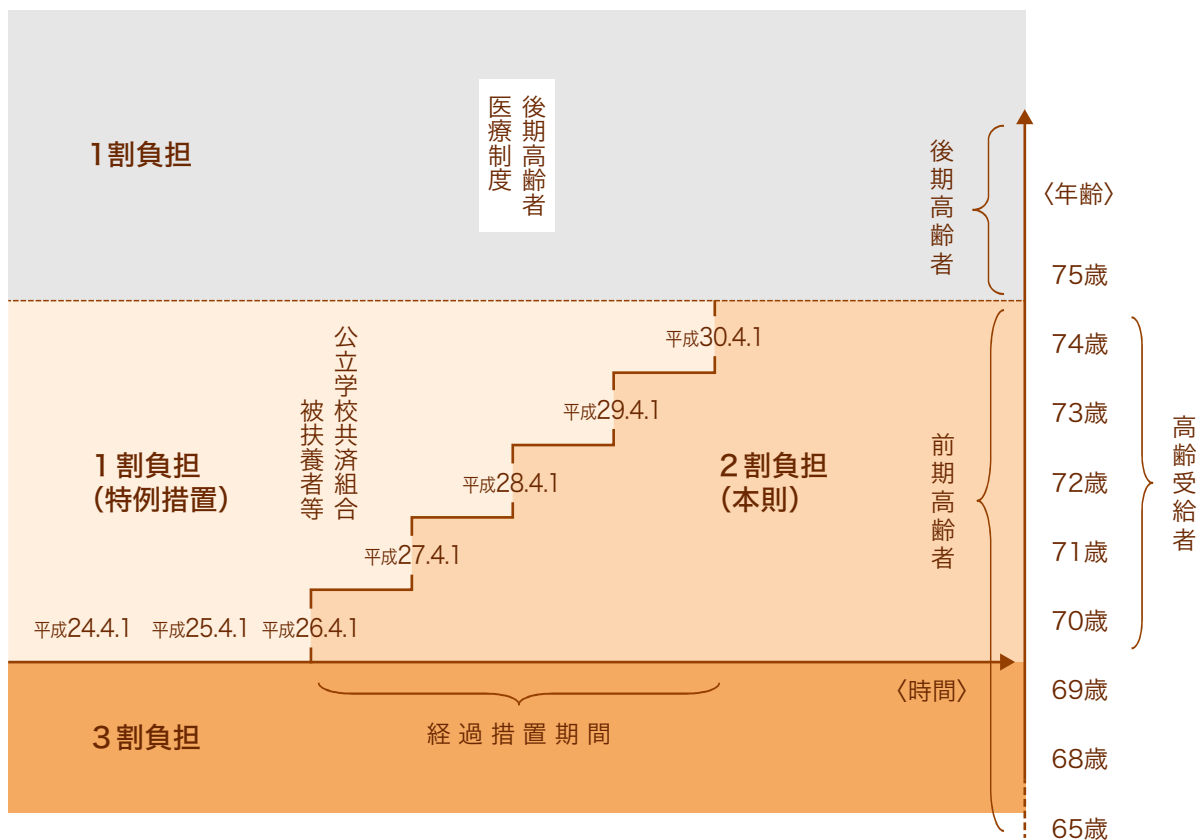
少子高齢化社会における医療制度改革の流れを受け、65歳以上74歳以下の方々（前期高齢者）のうち、70歳から74歳までの組合員及び被扶養者（高齢受給者）に係る医療費の自己負担割合については、医療費の2割を負担するものとされておりますが、高齢者の置かれている状況に配慮し、平成20年4月1日以降、特例措置によって、今まで1割に負担軽減されておりました。

この特例措置について、平成26年4月1日以降（平成26年5月診療分から）、段階的に見直されることになりました。

具体的には、平成26年4月1日以降に70歳に達する方（昭和19年4月2日以降に生まれた方）について、70歳に達する日の属する月の翌月以降の診療分から、医療費の自己負担割合が2割になる予定です。

したがって、現在特例措置によって1割負担となっている方（昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までに生まれた方）の負担割合は、今後も変わりません。

高齢受給者に係る負担割合の見直し（イメージ図）



問合せ先

給付貸付課短期給付係

03-5320-6827